

## 独立行政法人国民生活センターの実施する 企業・消費者向けの教育・研修事業の評価（案）の概要

### 1. 業務内容及び契約期間

公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、官民競争入札の対象事業として決定

業務内容：消費者問題・企業トップセミナー及び全国消費者フォーラムにおける実施内容の企画、会場・講師の選定、受講者の募集、研修の運営等に係る業務

契約期間：平成 21 年 8 月から平成 24 年 3 月までの 2 年 7 か月間

### 2. 実施状況に関する評価

(1) 確保されるべき質として設定された受講者数は、「消費者問題・企業トップセミナー」については達成できたものの、「※全国消費者フォーラム」については、会場選定等の準備作業に時間を要し開催時期を 12 月から 3 月末日に変更したことなどから 1 割下回った。

※ 平成 22 年度の「全国消費者フォーラム」については、平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う受講者の安全性の確保等を考慮し開催を中止した。

(2) 受講者の研修に対する満足度は、一部の項目において、平成 21 年度は 0.1 ポイント、22 年度は 0.2 ポイント、要求水準（4.0）を下回ったものの、確保されるべき水準はおおむね達成できたものと評価できる。

### 3. 実施経費に関する評価

実施経費については、従来の実施に要した経費に比べ、消費者問題・企業トップセミナーでは 1 年間で約 140 万円（26%相当）、全国消費者フォーラムで約 160 万円（22%相当）の経費が削減されており評価できる。

### 4. 今後の事業について

次期事業においては、業務開始時期の早期化を図り、引き続き、官民競争入札を実施することが必要と考えられる。また、官民競争入札による応札がセンターのみであったことから、官民競争入札の実施に当たっては、実施経験のない民間事業者においても、実施方法の工夫（企画書の提案）が可能となるよう、実施要項等において十分な情報開示を行うことが必要と考えられる。

ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日 閣議決定）において、消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する（平成 22 年度から実施）とされているため、消費者庁及びセンターで進めている研修事業やセンターの在り方の検討結果を踏まえ、改めて次期事業の実施のあり方を検討することが必要である。